
まえがき

筆者が社会保障や福祉政策の横断的な国際比較研究に関心をもち始めた1990年代初めころは、まだこの分野の研究蓄積もそれほどなく、いわば手探りの形で進まざるをえなかった。当該研究対象国の内発的な歴史的展開を踏まえたオーソドックスな外国研究との大きな違いであった。当時、「色モノ・際モノ・光モノ」と自称していたものである。しかし、1990年代を通して、国際比較研究は内外で著しく進展した。それは何よりもエスピニーアンデルセンの貢献に拠るところが大である。今日ではかれの『福祉資本主義の三つの世界』は一種の古典としての位置を占め、定説となっている。

その後、一方で国際比較研究が着実に進展し確かな地歩を築くとともに、他方でそれまでの分析枠組みでは捉えきれない新しい事態が進展した。

エスピニーアンデルセンの比較軸は社会保障に注目しての「脱商品化」概念および給付・サービスの供給をめぐる「国家・市場・家族の相互の関係」であった。しかし、1990年代以降「労働と福祉の関係の再編」や、給付つき税額控除制度などの税制を用いた「所得保障の新しい形」、さらに、グローバリゼーションの進展と併行して「ワーキングプア問題」、「最低所得保障問題」などが浮上してきた。こうした事態は時に「ポスト福祉国家」と関連して取り上げられることがある。筆者はまだその姿および概念が明確ではないと理解しており、それゆえこの用語（ポスト福祉国家）を用いない。しかし、上でふれたような新しい事態の進展（=福祉政策の新しい国際動向）は、研究上のポスト「三つの世界」論あるいはポスト「エスピニーアンデルセン」論を要請していると考えられる。

この間、福祉政策の国際動向をみると、ワークフェア、ディーセントワーク、メイキング・ワーク・ペイ、タックス・クレジット、ベーシックインカムなどの概念が注目されている。カタカナ表記であるのは、外国からの輸入概念であるためだけでなく、概念そのものが新しく、日本で用いられてきた従来の漢字

表現ではしっくりとこないところがあるためであろう。これらの概念はいずれもポスト「三つの世界」論では重要なものであり、その正確な理解とわが国に示唆するものを的確に捉えることが肝要である。

本書は2部構成となっている。第Ⅰ部では、比較研究の視野を地理的に広げる試みをしつつ、南欧諸国、日本、中国、韓国における政策上の重要な論点を検討する。第Ⅱ部では、国際動向のなかでも最もインパクトの大きいワークフェアとメイキング・ワーク・ペイを取り上げ、わが国にとっての意義と問題点を解明する。

本書の目的と構成は、以下のとおりである。

第1に、国際比較的な視点から、前著（埋橋 [1997]）で示した日本モデル（「ワークフェア体制としての日本モデル」）の変容と揺らぎに応じた新しい社会保障・福祉政策論を提示することである（第1・7・8章）。そこでは、ワークフェアに注目しつつも、ワークフェアが機能するために必要不可欠なメイキング・ワーク・ペイの仕組みづくりの重要性が強調される。なお、序章では『三つの世界』以降の研究動向をサーベイしつつ、本書全体の見取り図を提示している。

第2に、エスピニーアンデルセンが詳しくは考察していない福祉国家の南欧モデルやアジアの福祉政策との関係で、日本の「姿」と今後に向けての課題をめぐる新しい知見を得ることである（第2・3・4章）。第2章では、日本モデルのもう1つの特徴である「リベラルタイプの要素を多分にもつ保守主義タイプ」を取り上げる。第3章では中国の福祉政策に対して、第4章では韓国の福祉政策に対して、日本の経験を振り返りながら示唆できる点にも言及している。

第3に、1990年代以降急激に進展した「雇用志向の社会政策」、「労働と福祉の関係の再編」に注目し、先行した欧米での経験を検討することによって、今後の日本に示唆するものを得ることである（第5・6章）。そこではヨーロッパやアメリカとは異なった環境・位相にある日本の位置を確認しつつ、第7章、第8章の政策論議へつながる。

なお、カタカナ表記で示される新しい展開を比較軸に据えた本格的比較研究は、展開自体が現在進行中であるため、まだ現れていない。本書でも国際比較研究と呼べるのは第2章と第7章ぐらいである。それ以外は、「統一的な比較

基準の設定とそれにもとづく評価が不可欠であり、それは『事実の記述』をこえる明示的な概念的操作を必要とする（埋橋 [1997] p.9）という国際比較研究ではなく、国際動向の検討というべきである。本書タイトルを「福祉政策の国際動向」とした所以である。

最後に用語について断っておきたい。本書での「福祉政策」とは、社会保障をも含む広い概念として用いている。場合によっては（とくに第3章）「社会政策」という用語も使っているが、それとそれほど大きな差はない。「福祉政策」を用いたのは、それがわかりやすいという理由からだけである。同じように、わが国では「生活保護」が代表的な「公的扶助」という言葉も、引用文献との関係で「社会扶助」としている箇所がある（第7章）。